

《令和3年9月定例会（令和3年9月15日）》

〈要旨〉

・医療的ケア児について

〈会議録〉

無所属の林政行です。よろしく申し上げます。

通告に従い、市長及び関係理事者に一問一答方式で質問させていただきます。

たんの吸引や人工呼吸器など日常的に医療的ケアを必要とする子どもたちと、その家族を支援する「医療的ケア児支援法」が6月11日の参議院本会議で可決、成立しました。

医療的ケア児に対する国や自治体の支援策は、これまで「努力義務」にとどまっていました。そのため、医療的ケア児を受け入れる保育園や学校の整備が進まず、看護師らのスタッフ不足で子どもが通学をあきらめたり、学校への付き添いが必要となるため保護者が仕事を辞めざるをえなくなったりするケースが多くなっていました。こうした状況を踏まえ、専門医や関係する役所、家族らの意見を聞きながら、5年にも及ぶ議論の末、法案がつくられました。支援法は、国や地方公共団体に、よりレベルの高い取り組みを求める「責務」に格上げされたのが特徴です。

この支援法の基本理念には、医療的ケア児が医療的ケア児でない児童と共に教育を受けられるように最大限配慮しつつ適切に教育に係る支援が行われるなど、社会全体で医療的ケア児を支えることが謳われています。

保育所、学校の設置者などには、適切な支援を行う責務を有するとともに、医療的ケア児が保護者の付き添いがなくても適切なケアが受けられるよう、看護師等の配置や必要な措置を講じることが責務になっています。

また、これまで医療的ケア児が通学する場合、看護師などの付き添いが必要で、いなければ保護者が担っていますが、終日の付き添いは、保護者に大変重い負担となつてのしかかり、仕事や病気のため保護者が付き添えない場合には、通学を諦めてしまうこともあります。こうした現状を是正するため、保護者の付き添いをなくすことを目標として明記し、国や自治体に対して、学校が看護師などを配置することを求め、その家族に対する支援に係る施策の実施を求めています。

そこで、奈良市としての医療的ケア児に対する現時点の対応と、医療的ケア児支援法を受けての今後の対応を子ども未来部長お聞かせください。

現在、市立園においては、4人の医療的ケアを必要とする園児が在籍しておりますが、保護者の方に医療的ケアをしていただきながら園活動を行ってきたところです。

今回の法の施行を受け、担当課の看護師が医療的ケアを実施していく体制を整えておりますので、保護者や該当園とも連携を取りながら医療的ケアを進めてまいります。

今後につきましても、医療的ケア児を安心安全に受入れることができるよう、国の補助金を活用しながら看護師を配置してまいりたいと考えております。

次に、教育委員会としての医療的ケア児に対する現時点の対応と、医療的ケア児支援法を受けての今後の対応を教育部長お聞かせください。

現在、市立小中学校においては、小学校2校でそれぞれ1名ずつの児童を受け入れている。医療的ケア児の実態は多様化しており、一人一人の児童に対応した医療的ケアを行うため、看護師をそれぞれの学校に配置している。

看護師の雇用に関しては、国の教育支援体制整備事業費補助金を活用している。

今後につきましても、保護者が安心して子どもを学校に送り出すことができる体制を継続していきたい。

先程、子ども未来部長から、当課の看護師を活用するとの答弁をいただきましたが、現看護師職員はそれぞれ通常任務を抱えていることや、突発的な業務も増えているこの時期に、医療的ケア児へ適切な対応ができるのか疑念を抱きます。これまでも一時的な対応や対処で返って現場を混乱させている場面は目にしていることであります。法の趣旨に則り、保護者の付き添いなしの体制を整えるため、医療的ケア児に従事する看護師の採用を早急に要望します。

また現在、医療的ケアを必要とする園児が市立園に通うには保護者の付き添いが条件と聞き及んでいますが、支援法が施行された今、その条件は直ちに改善し、これまでお断りしていた園児も法の趣旨に則り、早急に受け入れる体制を整えなければなりません。園児の増員分まで当課の看護師で担えるはずもなく、園児が園に通う意向があるのなら、早急に看護師を配置するのが、市の責務です。

教育委員会においても、万全な体制とは言い切れず改善の必要があります。支援法では、保護者の付き添いがなくても、適切な医療的ケアなどの支援を求めています。他の自治体では、福祉的側面も、教育委員会が責任を持って支援体制を構築していますので、奈良市も通学を教育の一環として捉え、早急に支援策を講じるよう要望します。

その上で、医療的ケア児の支援で多くの自治体が頭を悩ませているのが、看護師などの人材確保と言われております。

その理由として、学校での看護業務は医療界でも認知度が低く、病院業務に比べ勤務時間が短く、給与が低くなることや、経験を積んだ職員が「病院で働きたい」と離職する例が相次ぐことなどがあるようです。

奈良市も例外ではなく、教育委員会として現在は安定した支援を行えているとしても、看

看護師が一人でも体調不良や病気等で離職や一時的な休暇を余儀なくされると、経験のある看護師を探すのは大変だということは容易に想定できます。

たとえ保護者が一時的に付き添って補う方法があったとしても、それは支援法の趣旨から乖離します。

こうした事態にならないよう他の自治体では、学校などに医療的ケア児を受け入れるための看護師を確保するため、病院が派遣元になることで安定的に人材を確保できる仕組みを構築しています。

奈良市は市立奈良病院の設置者であり、看護専門学校も設置されています。その強みを生かして市長自らその方針を示し、医療連携や職員採用等の体制を構築すれば、医療的ケアを求める子どもたちは、安心して学校や園での生活を過ごせるだけでなく、保護者の負担も大きく軽減できるとともに安心して子どもを預けられます。また、これまで行政が人材確保に労を費やした時間や負担もなくなります。

医療的ケア児の支援は、自治体の「責務」となり、市長も公式ウェブサイト「#StageNara2025」2025年の新しい奈良に向けて、医療的ケアを必要とする子どもが、親の付き添い無しで希望する学校園に通える体制を構築しますと掲げられている以上、医療的ケア児が在籍する、また不足すると想定されてから看護師等を探す現在の方針を改め、看護師等の確保を含め豊中市など他の自治体が先進的に取り組まれている子どもや保護者、学校園の方々がいづれでもどんな時でも安心して預けられる体制を奈良市でも構築すべきと考えますが、市長の見解をお聞かせください。

今回の法改正の趣旨を踏まえ、これまでの努力義務が責務になったということを受け止めて、現在のところは本市の職員の看護師がすべて対応できていると聞いておりますけども、今後法改正によりまして新たなニーズも顕在化してくると思っております。

これは公立私立問わず奈良市に暮らす全ての子どもと保護者を守るための新しい制度であると認識しておりますので、中長期的な視点で持続維持可能な制度とすることが重要であると認識しております。

また単に数だけを確保ということではなくて、ご指摘をいただきましたように、質的な面でもしっかりと向上常に図っていくということが求められていると思っております。

今回の法改正って言うのは、そういう意味ではまず最初の一步であると考えておりますので、今後も引き続き他市の事例等も研究しながら、市として子供と家族に寄り添う対応をはかっていきたいと思っております。

市長の答弁から、市長と目指すべきところは同じと感じます。

現状の問題点や課題を解決して誰もが安心できる仕組みを構築してこそ、市長が提言されている医療的ケアを必要とする子どもが、親の付き添い無しで希望する学校園に通える体制が構築できると私は考えます。

今回は市立奈良病院との連携構築が一番の近道だと思い例としてあげましたが、民間病院と連携して同様の仕組みを構築している自治体もあります。

新たな仕組みの構築は大変かもしれませんが、最初に苦勞するのか、課題や問題を抱えながら、ずっと苦勞するのかでは、前者の方が良いことは容易に理解できます。他の自治体で実施している優れた仕組みの導入を検討され、奈良市でも新たな仕組みを構築していただくことを強く要望します。